

# 山梨県公報

第千九百四十八号

平成二十一年

五月十八日

月 曜 日

## 目次

自動車税の収納事務の委託	一五三
公 告	一五三
公共測量の終了	一五三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一五三
開発行為に関する工事の完了について	一五四

## 告 示

### 山梨県告示第百六十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十一年五月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都千代田区鍛冶町一丁目八番三号 地銀ネットワークサービズ株式会社	収納した自動車税及びその自動車税に関する収納情報の取りまとめ	平成二十一年四月二十三日から平成二十二年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した自動車税を山梨県の歳入とするための収納情報の作成	平成二十一年四月二十三日から平成二十二年三月三十一日まで
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン イレブン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収	平成二十一年四月二十三日から平成二十二年三月

## 公 告

### ● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十一年四月二十四日付けで甲府市上下水道事業管理者職務代理人 甲府市上下水道局業務部長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年五月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量(航空写真撮影)
- 二 作業期間 平成二十年十二月一日から平成二十一年三月三十一日まで
- 三 作業地域 甲府市の一部、甲斐市の一部、中央市の一部及び中巨摩郡昭和町

### ● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十一年五月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町勝山字西下竊六三三三七の一、三三三三七の四、三三三三七の二、

ジャパン	納事務	三十一日まで
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 株式会社テイリーヤマザキ	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十一年四月二十三日から平成二十二年三月三十一日まで
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 株式会社ファミリーマー	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十一年四月二十三日から平成二十二年三月三十一日まで
東京都品川区大崎二丁目十一番二号 株式会社ローソン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十一年四月二十三日から平成二十二年三月三十一日まで

- 三三三三五の二及び三三三三三の一部の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区南青山五丁目一番二号 株式会社不二ビユーティ 代表取締役 高野友梨

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成二十一年五月十八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
富士吉田市上吉田字桂橋三四五一の一及び三四五〇の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
埼玉県さいたま市見沼区東大宮四 四十七 七 ウエルシア関東株式会社 代表取締役 鈴木孝之